

(情報の記録、提供等への支援)

第7条 府は、食品関連事業者による食品等に関する情報の適切な記録、積極的な提供等の取組を促進するため、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

第3条第3項で、食品関連事業者の責務として、自らの事業活動で生産・供給する食品等について、正確かつ適切な情報を提供しなければならない旨を明らかにしています。

この責務が果たされることによって、府民は知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるようになり、府民としての役割を果たすことにもつながります。

府民が、その役割を果たすためにも、食品関連事業者は、情報の記録、提供等の取組に努力すること、府はその手助けを行うことを明らかにしています。

(解説)

食品が安全ということだけでは、安心につながるものではありません。その食品がどのような所で、どのような方式で生産・製造されたのか、また誰が生産・製造したのか、どのような流通経路をたどってきたのか、いわゆる「生産・製造履歴」が分かることが安心につながります。

したがって、食品関連事業者が適切に食品等の情報を記録し、府民に対する情報の開示・提供に自主的に取り組むことは、食の安心・安全を確保する上で重要です。

なお、情報開示・提供の具体的な方法として、店頭での「お知らせ」、チラシや自らのホームページで情報を提供することなどが考えられます。

そして、食品関連事業者による自主的な取組を促進するための支援策として、平成18年度に「きょうと信頼食品登録制度」を立ち上げ、登録した食品（生産者、事業者）を府のホームページなどで紹介しています。

(参 考)

「きょうと信頼食品登録制度」の内容

食品の生産・製造工程において、府の定める品質管理基準を満たす生産者・事業者の食品を府が登録し、府民に情報を提供するもの。

① 対象品目

京都府内で生産・製造される生鮮食品及び加工食品

② その他

登録制度の運用に当たっては、「京ブランド食品」などの既存の認証制度と整合性を図り、京都産食品等のブランド力の強化につなげる。